

利用者情報に関するワーキンググループ（第22回）

令和7年4月7日

【小玉利用環境課課長補佐】 定刻となりましたので、ただいまから利用者情報に関するワーキンググループ第22回会合を開始いたします。事務局を務めます総務省利用環境課の小玉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日も、前回に引き続き、SPSIの見直しに関する議題を取り扱います。個人情報保護委員会に加えまして、一般社団法人日本インタラクティブ広告協会、JIAA様にもオブザーバーとして御参加をいただいています。上沼構成員、江藤構成員は若干遅れて御参加されると伺っております。

事務局資料として資料22-1、22-2を準備しております。資料22では一部非公開部分がございます。傍聴をされている皆様におかれましては、御承知おきをいただければと思います。

それでは、これ以降の議事進行は山本主査にお願いしたく存じます。山本主査、どうぞよろしくお願いいたします。

【山本主査】 よろしくお願ひいたします。本日も前回に引き続きまして、SPSIの見直しについて御議論いただきます。

まず、資料22-1、SPSIの望ましい事項の再整理につきまして事務局から御説明をいただき、一度意見交換の時間を設けたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 SPSIにおける望ましい事項の再整理のイメージでございます。こちら、前回3月10日のWGでもお示ししたものと同じものをお示ししております。前回御議論いただきましたが、基本的にはこの4分類にて進めたいと思っております。ベンチマーク事項は先導的な取組であり、望ましい事項は、利用者のプライバシー確保のための取り組むことが望ましいもので、欧州の法令や日本のガイドラインなどを参照としているものになります。基本的事項は、国内法令に準じた形で取扱いが求められるなどの基本的な事項。法令事項は、法令上義務となっている事項でございます。前回の議論の中でも御説明させていただきましたが、ベンチマーク事項は先導的取組であり、SPSIの中で該当するものはそれほど多くないと考えており、プライバシーに関する事項については、多くの場合は、望ましい事項ないし基本的事項のどちらに分類するかという問題だと考えて

います。そして、法令事項については、先生方の御指摘やパブコメでも寄せられましたけれども、どこまでが法令で規定されているものなのか、明確性のために書きたいと考えておりますが、SPSIの本文中で取り上げるとやや冗長的になってしまうと思いますので、適宜注釈に落とすなどの事務的に工夫を凝らしていきたいと思います。可能であれば次回以降、どの項目がどの分類に入るのか具体的に御議論いただく機会を設けられればと思っております。

他方、前回までセキュリティの話をしておりませんでした、基本的にセキュリティについてもこの4つで分類できればと考えております。この後、サイバーセキュリティ統括官室から個別に御説明を差し上げたいと思います。

【内藤サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐】 説明者変わります、総務省サイバーセキュリティ統括官室の内藤でございます。

資料のスライド番号2ページ目を御覧ください。

SPSIのサイバーセキュリティに係る事項の再整理案のイメージとなります。初めて本会議でお示しする資料となりますので、ぜひ活発な御議論をいただければと思っております。

サイバーセキュリティに係る再整理につきましても、プライバシーの4分類の区分をベースとして案を作成しております。下から「法令事項」、「基本的事項」、「望ましい事項」、「ベンチマーク事項」となります。

下の層から御説明させていただきますと、まず、「法令事項」は、国内法令上義務とされている事項となります。一方で、SPSIのサイバーセキュリティに係る事項は、プライバシーパートのように、個別の国内法令に基づく義務となっているわけではございませんので、SPSIのサイバーセキュリティに係る事項につきましては、「法令事項」の区分に該当するものは該当なしという整理を想定しております。

次に、「基本的事項」は、インシデント発生時のリスク及びその対応の重要性に鑑み、法令では義務づけられていないものの、利用者保護のために特に重要な事項が分類されると思っております。具体的には、アプリストア提供事業者による不正なアプリケーションへの対応に関する事項が、こちらの「基本的事項」に含まれるのではないかとしております。

そして、さらに上の段が「望ましい事項」となります。国内の事業者団体の取組、例えば一般社団法人日本スマートフォンセキュリティ協会様が作成されている「スマートフォンアプリケーション開発者の実施規範」ですとか、イギリス政府のDSIT、すなわち科学イ

ノベーション技術省が作成している「アプリストア提供事業者やアプリ開発者のためのコード・オブ・プラクティス」などを参照し、国内外の様々な主体においてセキュリティを維持または向上させる取組として広く一般に認知されている事項を分類してはどうかとしております。具体的には、アプリ提供事業者によるセキュア・バイ・デザインの取組や、脆弱性があるアプリへの対応などが、こちらの「望ましい事項」に含まれるのではないかとしております。

最後に「ベンチマーク事項」は、一部の先進的な事業者による取組のうち他社が参考とすべきものを分類してはどうかと考えておりまして、例えばアプリストア提供事業者によるアプリ審査や、脆弱性があるアプリへの対応などをこちらの「ベンチマーク事項」に含めてはどうかとしております。

なお、12月のワーキンググループにおきまして、薦オブザーバーから、サイバーセキュリティはリスクベース・アプローチにならざるを得ないという趣旨の御発言がございましたので、上の四角内の最後のポツとなりますけれども、「なお、いずれの事項についても、アプリ提供事業者やアプリストア提供事業者等に対し一律の対応を求めるものではなく、事業者自らが、自らを取り巻く事業環境、経営戦略及びリスクの許容度等を踏まえた上で、サイバーセキュリティリスクを特定、評価し、リスクに見合った低減措置を講ずること、いわゆる「リスクベース・アプローチ」を採ることが求められることに留意が必要」であるとしております。

以上が御説明となりますけれども、本資料はあくまでイメージ、たたき台となりますので、この4分類、各分類の説明はこちらでいいのか、さらに、各層に含まれるSPSIの具体的な事項の例とありますけれども、こちらでよいのかという観点から御議論をいただければと思います。

なお、次のページは御参考となりまして、金融庁が作成している「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」の記載を抜粋してございます。今回のサイバーセキュリティに係る事項の再整理に当たっては、本ガイドラインにおける事項の分類の考え方ですとか、リスクベース・アプローチの記載を参考としておりますので、御紹介となります。

【山本主査】 それでは、ただいまの御説明につきまして、構成員の皆様から御意見、御質問ございましたら御発言いただければと思います。チャット欄に発言されたい旨を書き込んでいただければ、こちらから指名をさせていただきます。

それでは、薦さん、お願いいたします。

【薦オブザーバー】 セキュリティ関係について整理いただきありがとうございます。

4分類については、少し多いように感じていますが、先ほど御説明いただきましたとおり、見せ方の工夫もできると思いますので、4つであることに特段異存ありません。それぞれの説明方法についても、特段違和感はありませんでした。

1点、気になりましたのは、1ページ目では、法令事項として個人データの安全管理措置義務や特定利用者情報規律について触れられている一方で、特に個人データの安全管理措置はサイバーセキュリティ対策の一環ではだと思いましたが、2ページ目では法令事項に該当するものがないとされており、平仄がとれていないように思いました。

【山本主査】 ありがとうございました。質問をまとめていただき、その後に事務局から御回答いただければと思います。それでは、続いて森さん、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。御説明ありがとうございました。

分類自体には特に異論はありません。1ページ目について、前回も申し上げたことになりますが、ベンチマークの例として利用者行動のトラッキングの同意取得が挙げられていますが、欧州の法令を参考にしている望ましい事項ではないかと思えます。SPSIの具体的事項がどの分類に入るかという話なので、次回以降のことかもしれませんが、1ページ目の今の記載には違和感がありました。

2点目は、薦先生のおっしゃったことと同じですが、安全管理措置の中でも、サイバーセキュリティに分類されるようなものがあるのではないかと思います。アプリベンダーが個人情報取扱事業者である場合もあるため、安全管理措置のうち、個人情報保護ガイドライン通則編において技術的安全管理措置として記載されている外部からの不正アクセス等の防止のようなものは、当然そこに入ってくることだと思います。そのため、セキュリティに関する法令事項が空欄ということにはならないのではないかと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、仲上さん、お願いします。

【仲上オブザーバー】 日本スマートフォンセキュリティ協会、仲上でございます。

この4段階で整理していく方針に基づいて検討していくのがよいと思っております。

次のページにお示しいただいている金融庁ガイドラインの「望ましい事項」の内容を確認するといたしますと、脆弱性管理においてサードパーティのアプリケーションも管理対象としていたり、TLPT(Threat Led Penetration Testing)というかなり高レベルのセキュリティのペネトレーションテストの実施が含まれているなど、かなり高度な取組が対象と

なっているものと思います。

一方、今御議論いただいているSPSIの望ましい事項について、参照の中に、UKのCode of Practiceや、日本スマートフォンセキュリティ協会の開発者実施規範といったところを御参照いただいておりますが、日本スマートフォンセキュリティ協会として開発者実施規範の中で記載させていただいているのは、ある意味規範に当たる部分であり、アプリ開発時にセキュリティ面を考慮して、必ず行ってほしい取組を記載させていただいているものになります。SPSIにおいて望ましい事項と分類していただくことにより、実際には従うべきというメッセージになるところだとは思いますが、一方で望ましい事項に分類されることにより、しなくてもいい、できればやる、といった受け取られ方をすることを少し危惧しています。本ガイドラインが、利用者保護を目的として、アプリケーションの開発・提供者に、セキュリティを考慮するという統制をかけるということであれば、日本スマートフォンセキュリティ協会のガイドラインを御参考いただくということであれば、ぜひ基本的事項に盛り込んでいただけるとよいのではないかなと思います。

その上で、アプリケーション開発者、サービス提供者、そして今後出てくるだろうサードパーティアプリケーションの代替流通事業者向けに、今記載されている事項に加えて、基本的事項、望ましい事項、先進的なベンチマーク事項に当たるようなセキュリティの取組が様々あると思います。レベル感としても、各社の取組のレベルもあるかと思うので、日本スマートフォンセキュリティ協会のメンバー等でも検討させていただいて、参考になるようなレベルの施策の提示等は可能だと考えております。

【山本主査】 どうもありがとうございました。

ここで事務局から御回答いただけますでしょうか。

【内藤サイバーセキュリティ統括官室参事官補佐】 まず、薦先生から、4分類では分類が多いかなという御指摘もございましたけれども、御指摘のとおり、見せ方の工夫を今後できればと思いますので、引き続き検討させていただければと思っております。

また、森先生と薦先生からも御意見ございましたけれども、安全管理措置につきましては、サイバーセキュリティについても一般的に事業者の義務としてかかってくるものではないかという御指摘がございました。こちらのサイバーセキュリティに係る事項の再整理で法令事項としてお示しさせていただいているものが、基本として今SPSIの1.4のセキュリティの確保に係る取組のうち、「法令事項」として整理できるものではないかという観点から整理させていただいているものになりますので、少しそちら、分かりにくいような記

載になっていたかと思います。こちらにつきましても、分かりやすいように今後整理させていただければと思ってございます。

また、仲上様から御指摘がございました。もともと開発者実施規範において整理されているものというのは、必ず事業者の皆様に行ってほしい事項であって、SPSIで望ましいと書かれることによって、「しなくてもいい」という誤ったメッセージを発してしまうのではないかという御意見と承知しましたので、こちらにつきましても、今後、「基本的事項」として整理すべきかどうかといったところも含めて、引き続き整理させていただければと思ってございます。

また、例を提示することも可能であるという御意見いただきましたので、ぜひ事例を紹介いただきながら、SPSIのうち対応する事項については再整理を行っていくという形で、ぜひ参照させていただければと思っておりますので、ぜひ連携させていただければと思ってございます。

【小玉利用環境課課長補佐】 森先生から、利用者行動のトラッキングについて分類の位置が違うのではないかと御指摘をいただいている点について、まさにおっしゃっていただいたとおり、具体的な分類方法は次回以降、どこの分類にどんな項目が入るのか、具体的に御議論いただけるように準備を進めてまいりたいと思いますので、またそのときに御意見いただければと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。先ほど議論のあった、技術的安全管理措置など、セキュリティについても法令事項として書くべきものがあるのではないかについて、事務局の御説明は、SPSIの射程を踏まえて記載するという趣旨でよろしいでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 構成員の皆様の御趣旨は、国内法令上義務とされている事項で安全管理措置などについては、個情法上の規定があるため、サイバーセキュリティの中で全く何も書かないのはおかしいのではないのかというものだったと思います。

御指摘のとおり、データ保護の観点で、セキュリティに含まれるような個情法上の要請があるものと思います。これからサイバーセキュリティ統括官室とも相談をして、プライバシーの記載とも平仄を取りながら、基本的には何かしらセキュリティに関する法令事項に書いていくことを検討させていただきます。

【山本主査】 ありがとうございます。 それでは次に、寺田さん、お願いいたします。

【寺田構成員】 私も、4分類に関しては、少し多いかなと感じますが、概ね問題ないと思います。具体的な事項の分類についての議論はこれからになりますが、それに際して

少し調べておいていただきたいことがあり、GoogleやAppleがアプリ開発者や提供者に課していることが、事実上の標準になっています。そういったものを調べた上でどのように分類するかを明確にしておくのがいいのではないかと思います。SPSIに書かれていることと、実際のアプリストアのセキュリティ対策とで、齟齬があるとよくないと思いますので、丁寧に調べる必要があると思っています。

少し先の話になりますが、意識しておくこととして、個人情報保護法において検討されている、特定の個人に対する働きかけが可能となる個人関連情報、いわゆるクッキーや端末IDとかMACアドレスといったものに関して、おそらく、場合によっては法令上、安全管理措置が必要になるかもしれないと思いますので、個人情報保護委員会とのすり合わせをしっかりとっていただきたいと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、続いて太田さん、お願いいたします。

【太田構成員】 ありがとうございます。DataSignの太田です。

1点確認したいこととして、1ページ目と2ページ目で同じ4分類にしてしますが、実際にSPSIに記載する際に、SPSI全体としてこの4分類があり、その中にセキュリティもプライバシーも混ぜた形で記載されるのか、プライバシーの4分類はこれ、セキュリティの4分類はこれという形になるのか気になりました。

先ほども何をどの分類に入れるかの議論で、プライバシーとセキュリティのレベル感を合わせないと分かりにくくなってしまうと思っており、例えば先ほど話に挙げたトラッキングを望ましい事項にする一方で、セキュリティでは、ウェブスキミングのようにトラッキングと関わるようなものが基本的事項に入ってくるといったようにレベル感が変わってしまうと、読む事業者も混乱するのではないかと思いますので、レベル感はしっかりあわせないといけないと考えています。そのため、先ほどの質問をさせていただきました。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、木村さんに御質問、コメントいただいてから、事務局から御回答いただきたいと思います。木村さん、お願いいたします。

【木村構成員】 まさに太田さんからおっしゃっていただいたように、レベル感を2つ並べるのは疑問に思いました。今後詳しい分類をやっていくことになりますが、たたき台の段階で少しレベルが違うように感じていましたので、そこをどうしていくのか、今の段階で整理しておく必要があると思います。先ほども意見ありましたが、セキュリティに関して、国内法令がないことはないと思いますので、そちらも確認する必要があると思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 寺田先生から、GoogleとかAppleが、アプリ開発者に課しているような標準は公表されていますので、そちらと平仄をとっていくことになると思います。

また、寺田先生から御意見のあった個人情報上の連絡可能な個人関連情報については、まさに3年ごとの見直しの中で検討されているテーマだと思います。個人情報委の方もオブザーバー参加されていますので、情報共有など、引き続き連携していきたいと思います。

太田先生、木村先生からいただいた分類についての御指摘について、プライバシーとセキュリティとで2つの分類があり、それらのレベル分けの感度が異なると、混乱するのではないかということでしたが、同じ分類を使う以上、できるだけ同じ感度で分類をしているように努力をしていければと考えていますので、そこはサイバーセキュリティ統括官室とも密接に連携して、次回以降になると思いますけれども、何らかの案をお示しさせていただければと思います。

【太田構成員】 今のお話の中で、表になるのか分からないが、表自体は別々になるというイメージを持っておけばよろしいでしょうか。

【小玉利用環境課課長補佐】 現在のSPSIでは、プライバシーとセキュリティの記述を分けていますので、直感的には、プライバシーとセキュリティを混ぜて書いてしまうと、それはそれでやや見えにくくなるのではないかと思いますので、これから議論いただくことになりましたが、今の構造はなるべく維持しつつ、望ましい事項や基本的事項だという点は分けていくことを今のところのイメージとして持っています。

【太田構成員】 了解です。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございました。大変貴重な御意見をいろいろといただいたと思いますので、今後、この4つに分類していく議論の際に、事務局において御参考にしていただければと思います。特に、この後の論点になる青少年保護についても、この4分類を維持して議論していくと思いますので、特にプライバシー、セキュリティ、青少年保護の間で齟齬がないようにしていただくことを私からもお願いをいたします。

それでは、続きまして、資料の22-2、青少年保護につきまして事務局から御説明いただき、意見交換の時間を設けたいと思います。それでは、お願いいたします。

【吉田情報流通適正化推進室企画官】 青少年、資料22-2に関して御説明申し上げます。

2 ページから説明します。

前回の資料を再掲してございます。今回御議論のベースのところは、大きく分けて2点ございまして、SPSIの青少年保護に関して、どういう範囲を議論するかというのが1つと、あとは、素案に関して前回御議論いただいて御意見いただいたものを反映させたものの修正の案を持ってきていると、御提示しているというものでございます。

まず、2 ページでございます。

2 ページのところで、考え方の方向性と、これは再掲でございますが、青少年の利用者情報やプライバシーの保護を通じて、スマートフォン等のサービス安全安心の利用を図るため、それに資する機能や仕組みの適切な提供を含む環境整備に関し、望ましい事項等を検討するという考え方の方向性、3月10日の御議論いただいたところです。この際に、SPSIでどこまでを範囲にすべきかについて御議論があったと承知をしてございます。SPSIは、利用者情報とプライバシーの保護から始まっていることから、SPSIを青少年で議論する場合、範囲をどこまで広げるかというのに関しては慎重な検討が必要であろうという御議論があったということと、青少年保護に関しては様々な論点があることから、SPSIでカバーし得るものと、SPSIから少し離れているものがあるんじゃないか、その2つを合わせて青少年保護に関する論点というのがある程度カバーされるのではないかという御議論があったというふうに記憶をしてございます。

それを踏まえまして、次のページの構成員限り資料でございますけれども、これに関しましては、SPSI改定における青少年の位置づけというので、少し図によって御説明をしたいというふうに思っております。

下の青い図のところでございますけれども、現行のSPSIの範囲でございまして、利用者情報とプライバシーの保護という目的から始まって、昨年の改定でセキュリティまでがカバーされる範囲となったということでございます。これが、下の青い箱でございます。

そして、中央部にあります黄緑色の大きな箱が青少年の保護というところでございまして、これを示してございます。青少年の保護に関しましては、どういうリスクに対応した取組をするかというところで、青少年保護といっても大きくいろんなものがございますので、前回、上沼構成員から御指摘があったOECDの勧告、子供のデジタル環境におけるリスク等を参照して、中を少し分類してございます。大きく分けてコンテンツリスクです。青少年におけるコンテンツに起因するリスク。コンダクトリスク、青少年が加害者となるというもののリスク。コンタクトリスク、青少年が被害者となるようなリスク。消費者関連

リスク、消費者関連のもののリスクと。そして、横断的なリスクとして、先進技術のリスク、健康や幸福のリスクや下のプライバシーリスクというのがあって、これらに対応する施策が青少年保護の取組かと理解をしています。

この現行のSPSIと黄緑色の青少年保護の共通するところという部分がございます。これに関しては、既に現行のSPSIについても、子供の利用者情報の保護とか、子供のみならず、ダークパターン等に関して既に規定をされているというところでございます。今回、SPSIの改定のところで青少年保護で議論をしているところというのが、赤の点線で囲まれているものでございます。これが、まさに先ほどのページであった、青少年のプライバシーや利用者情報の保護に関する機能や仕組みの適切な提供を含む環境整備というものでございまして、そもそも青少年は発達の途上にあるということから、それに応じて、成人と比較して追加的な保護が必要となると、有したものであるというふうに考えており、十分な保護を図る観点から、青少年のプライバシーや利用者情報の保護を十分に図る観点から、この機能や仕組みについてもしっかりとSPSIでカバーすることでしっかり保護していこうと、確保していこうというものでございます。この観点から、青色の上のところにあります赤い点線で囲まれた部分、ここに関しては、ある意味、利用者情報、プライバシーの保護という趣旨から広がる機能や仕組みでございますので、ここをSPSIにおける青少年保護について議論をしてはどうかというものでございまして、これは、先ほどの2ページの資料にある考え方の方向性を図示したというものでございます。

他方、緑の箱の中で、赤い点線に含まれない部分というのがございます。この図でありますように。青少年保護につきましては様々な論点がございまして、コンテンツ内容、青少年に不適切な内容の話であるとか、デジタルツールやSNSに関する中毒性であるとか、子供がどのようにしたら誹謗中傷をしてしまうことを、それをどうしたらいいとか、様々な論点があるというふうに理解をしています。ただ、これはSPSIの中の議論、SPSIがもともと利用者情報、プライバシーの保護から議論が始まっているところから考えると、少し離れているということがありますので、SPSIの青少年の保護のところでは、ここでは議論をせずにしたいと考えております。このSPSIで議論をしない部分、緑の箱だが赤い点線の外に関係するものに関しては、現在、こども家庭庁等のワーキングでも様々な議論があることを踏まえて、総務省において、どういう場所で検討するかも含め、別途の場で、これらの論点、SPSIの青少年議論でカバーできない論点に関しては、別途の場で検討とフォローをしていこうというふうに考えておりますので、この辺を踏まえまして、この後のSP

SI青少年で議論していただくほうに関しては、この3ページの資料の赤い点線のところをメインに御議論いただければと考えているところでございます。これは、先ほどの3月10日の資料の考え方の方向性を具体的に明示したものであるというものでございます。これが、SP SIの青少年に関する議論の範囲の説明でございます。

次に、実際の4ページのところから、改定の素案、案について記載をしております。

前回、構成員限りでして御議論いただいたもので様々な御意見をいただいたところでございます。その御議論を踏まえて修正を行うとともに、実際の記載ぶりに関して、技術的とか動向から見て書き方等が適切かどうか等を精査して、修正、更新を図ったものでございます。これをアプリケーション提供者、アプリストア、OS事業者について分けているということでございます。アプリ提供者に関しては、1つ目のポツのところ、1ポツ目でございますけれども、主に変更したところを中心に御説明を申し上げます。

1ポツ目に関しましては、3行目のところで、報告する機能を備えるなど迅速に対応できる体制、ポツと続いておりますけれども、こちらに関しましては、ある意味、報告の機能ですが、機能のみならず、体制も含めて、この取組というのを担保するということから、機能を備えるなど迅速に対応できる体制と少し広めに書いてございます。それ以外に関しては、記載の明確化の観点から少し修正をしているものでございます。

2ポツ目に関しましては、青少年保護の観点から利用者情報の提供や課金の実施などのうち重要な判断が必要なる場合にというふうに書いてございまして、「利用者情報の提供や」というところを記載してございます。これは、保護者の勧誘に関する仕組みに関しての例示として、利用者情報の提供等のうち重要な判断が必要な場合には、こういう機能が必要だという例示を追記しているというものでございます。

また、2ポツ目に関しましては、最後のところで、保護者の関与に関する仕組みや機能を備えることが望ましいというふうに書いてございまして、これは保護者の関与に関して、アプリの機能でカバーする場合もあるでしょうし、また、アプリ提供事業者様の仕組み、例えば体制づくりであるとか、ルールであるとか、そういうもので対応する場合もあるというふうに考えて、保護者の関与に関する仕組みや機能というふうに対象とするものを少し拡大して記載をしているというものでございます。これが、アプリ提供事業者に関する前回からの変更点を中心にした御説明でございます。

次のページでございます。

アプリストア運営事業者に関してでございます。ここは、1ポツ目の3の※、「年齢制限

の設定が」で始まる1節です。ここに関して御説明を申し上げます。

前回、3月10日のワーキングにおいても、上沼構成員、生貝構成員、森構成員、木村構成員、太田構成員はじめ、多くの構成員から、年齢等の発達段階の把握、年齢確認とか、この取組とか重要性についての御発言があったというふうに記憶をしています。これを踏まえて、この※の3つ目を記載しています。これは、1ポツ目の本文が、年齢制限設定、いわゆるレーティング、このアプリは何歳以上というものでございますけれども、こういうものをつける場合に、言及するに際して、当然発達段階の把握というものが必要となっているものであるところ、これを記載したというものでございます。他方、年齢等の発達段階の把握については、現在様々な企業を、プレーヤーがどういう方法で年齢等の発達段階の適切な把握を行うかというものを、まさに誰がどのように把握するかというものも含めて試行錯誤をしている段階と承知をしているところでございます。ある社は、例えば機械学習において行ったり、ある社は様々な年齢の発達段階の情報というのを自ら把握しているものを提供したり、様々しているというところです。これらに関して、現時点で、誰がどのように行うかというのは、具体的にどう望ましいと記載するほど定まっていないというふうに承知をしております、その観点から、これらは技術的手段の今後の検討状況とか、市場の状況等によっても変わり得るものでございますので、ここはそういう、今まさに試行錯誤されている分野であること、技術動向の検討状況や使用状況に大きく影響を受けることを踏まえて、現状の書きぶりとしてございます。年齢制限の設定が適切に機能するためには、関係事業者等により年齢等の発達段階、年齢確認が適切に把握されることが重要である。そして今後の技術的手段の発達や市場の状況を踏まえて検討を行うとしてというものを踏まえて、現状、年齢等の発達段階の適切な把握の重要性等を述べるとともに、この辺り、状況変わったものを踏まえて再度検討を行うことの重要性というのをここで述べているというところが大きな修正点でございます。

アプリ提供事業者のポツの2つ目に関しましては、手続等を記載しているものでございますけれども、これは、前回のときもありましたが、書きぶりを他のSPSIの記載等と併せ、適切なフィードバックとか、この辺りの記載ぶりを合わせたというものがメインでございます。

あとは、フィードバックに関しては、「適切なフィードバック」と「適切な」という言葉を足して、状況に応じて最適と考えられる方法によってフィードバックを行うということで、フィードバックの実施の方法について、少し柔軟性を持たせた書き方に前回と比べて

しているというところでございます。これが、アプリストア運営事業者に関する記載の変更点でございます。

そして、6 ページでございます。

OS提供事業者に関するところでございます。

上の案文の1 ポツ目でございます。これは、基本的には前回の資料のベースから大きく変わっているものではございませんが、OS提供事業者が確認が必要なときは必要な確認を行うということを規定をするということ。そして、対応すべきものが、その結果見つかったり判明したりすれば、適切な措置を講ずることが望ましいとして、アプリストアの運営事業者が、前のレーティングとか審査に関して、取組が望ましい事項が実施されているかというのを、OS事業者が必要な確認を行って、もしも何か対応が必要な場合は措置を講ずることが望ましいということを規定しているものでございます。

2 ポツ目に関しましては、ここも適切な説明というふうな記載にしているというところでございます。

3 ポツ目に関しましては、OS提供事業者が、これは前回からの変更点でございますが、前回はあまりここは言及がありません。OS提供事業者が個別のアプリケーションに関して審査を行う場合というのが考えられ得るわけでございますけども、その場合に関する手続上の規定について書いているというものでございまして、その手続の記載等に関しましては、前のページにあるようなアプリストアと同じように、基準の設定、あらかじめの公表、掲載拒否の場合は、迅速かつ適切なフィードバックというものでございますので、書きぶり等はほかと同じですけれども、OS提供事業者が直接個別のアプリに関して審査を行う場合というのを想定した手続という規定を置いてございます。

4 つ目のポツに関しまして、ペアレンタルコントロールに関する記載でございます。ペアレンタルコントロールは、注にありますように、保護者が青少年のアプリケーションの利用を適切に管理するための技術手段でございます。これに関しまして、前回の資料でも記載をしてございましたが、4 ポツの本文のところでは、対象等は、アプリストアの利用制限並びにと書いたりとか、外部ストアにおけるとか、その対象範囲を明確に書くとともに、少し範囲を拡大しているというものでございます。前回との変更点は、4 ポツの※のところでございます。「なお、OS提供事業者は、アプリストアから提供される個別のアプリケーションに対して」とつながるところでございますが、これは、この規定の趣旨を御説明いたしますと、アプリストアに関しましては、様々なアプリストアが今後増えてくるこ

とが想定されてくるわけですが、様々なアプリストアが登場し、それぞれのアプリストアで審査をされた、レーティングされたアプリが、利用者が使うことになるわけですが、どのアプリストアから提供されているアプリであっても、このペアレンタルコントロール機能、保護者が青少年のアプリ利用を適切に管理する技術的手段ということが機能するということが、青少年の保護の観点からは重要となってくるというものでございます。このペアレンタルコントロール機能は、OS提供事業者が提供するなどがございますけれども、そのOS提供事業者が提供するペアレントコントロール機能が、どのアプリストアから買ったアプリに関しても機能するということが必要でございますので、この※の中で、1行目の後半のところですが、「レーティングにあわせてペアレントコントロール機能が作動する環境を提供するとともに」ということで、OS提供事業者が望ましいと書くとともに、実施に関しては、当然関係事業者、OS提供事業者、アプリ提供事業者もアプリストアの事業者も、この機能をちゃんと機能させるために協力して取り組むことが必要でございますので、点以下の後段のところで、関係事業者等が協力してこの関係を用い、ペアレンタルコントロール機能を実施することが望ましいというふうに書き、どのようなアプリストアで買う場合においても、ペアレンタルコントロール機能が作動する環境の提供と、関係事業で協力したペアコン機能の実装というものを望ましいと書いて記載をしているというものでございます。

これで4点でございます。

それぞれの取組に関しましては、下の箱の中、ワン・バイ・ワンで、それぞれの規定の考え方というのを書いてございますが、考え方は、基本的には前回の資料とか御議論いただいた内容からは大きく変わっておりませんので、考え方については、ここは説明を割愛したいと思いますが、SPSIの青少年保護の関係する案に関して、前回の御議論を踏まえた案の修正というものの案を踏まえた修正案をつくってまいり、事業者等の現状を踏まえて少し記載ぶり等の変更もしているところでございます。今回、この部分を御議論いただきまして、御意見等を踏まえて、またこの修正を行い、次回の中で、まずは、どういうものがSPSIの青少年保護に関して、どういう規定を書くべきかというのを大枠について、今回の議論を踏まえて、次回、大枠を固められたらと考えておりますので、今回御議論、御検討いただければと思います。

長くなりましたが、以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明につきまして、

構成員の皆様から御質問、御意見いただきたいと思います。チャット覧に御発言されたい旨を書き込んでいただければ、こちらから指名をさせていただきます。呂さん、お願いいたします。

【呂構成員】 ありがとうございます。青少年保護に関する事項は、全て望ましいと記載されていますが、先ほど4分類では、全て、上から2番目の望ましい事項になるという前提でしょうか。

【山本主査】 ありがとうございます。重要な点ですので事務局から先に御回答いただけますか。

【吉田情報流通適正化推進室企画官】 ありがとうございます。

御指摘の、現時点の今の書きぶりは、全て望ましい事項ということで記載をしてございます。それでどういう項目あり得るかとか、どういうのがいいかというのが御議論いただいた後に、今後それを、当てはめるときに、これは先進事例じゃないかとか、分類というのはやっていただきたいと思いますし、この検討、書きぶりの御議論の中で、これはもう少し、先進事例じゃないかというのがあれば、御意見等を御指摘いただければ、それを踏まえてどこに位置づけるかというのを考えてまいります。現時点では全て一応望ましい事項として書いているというものでございます。

以上でございます。

【呂構成員】 よく分かりました。ありがとうございました。

確かに法令やそれに準ずる根拠がないものを「法令事項」や「基本的事項」に入れるのは適切ではないため、「望ましい事項」か「ベンチマーク事項」に分類すべきであり、今後、「ベンチマーク事項」に分類していく事項があるということで承知いたしました。

【山本主査】 ありがとうございます。今後、呂さんの御指摘も踏まえつつ分類していくことと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。それでは、寺田さん、お願いいたします。

【寺田構成員】 素案の方向性については、こちらで特に違和感はありません。一方で非公開になっている位置づけの図については腹落ちしない部分があり、記載されているリスクは、青少年に限られたものではなく、ほぼ全ての人に関係するものです。それに伴い、既に消費者関係であればダークパターンについては一定の法律上の規定がありますので、その点は明確にしておく必要があると思います。図に直接関係するところであれば、このリスクを青少年に関わるものとそうでないものに分類するのは、どう考えてもうまく

分類できていないように感じますので、少し考え方を変えたほうがよいのではないかと思います。リスクに対して青少年がどうすべきか、あるいは青少年を守るためにどうすべきかに力点を置くような図に書き換えたほうがよいのではないかと思います。無理やり分類するのはかなり厳しいなと感じますので、素案で記載されているような、例えば、リスクの分かりやすい説明をしましょう、報告機能などリスクに対する対応を考えましょう、法定代理人によるコントロールができるようにしましょうなどのように、アプリ提供者、アプリストア、OS事業者によるレーティング等の対策を検討しましょうといったことを前面に出すような形で整理した方が分かりやすいのではないかと思います。図の部分に関しては、皆さん様々なお考えがあると思いますが、今の図は非常に分かりにくいなというのが正直な感想です。

6 ページの素案の中で、内容そのものには異論はありませんが、少し書きぶりに注意していただきたい点があり、OS事業者が青少年保護を理由にして、不当な行為、いわゆる公平な市場を阻害するようなことが起きないようにということが、もう少しどこかに明確に入れておいて欲しいなと思いました。特に、ペアレンタルコントロール、これをOS事業者の基準によってペアレンタルコントロールがされてしまうと、各アプリストアの独自性が阻害されてしまいますので、書きぶりとしては、現状でもそう読めるというところはあるのですが、もう少し明確にアプリストアやアプリ提供者が、自らペアレンタルコントロールのレーティングを反映できるような仕組みを公開するように、といった形で分かりやすい書きぶりにしていただけるとよいのかなと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。まとめて事務局から御回答いただきたいと思いますので、次に進めたいと思います。それでは、太田さん、お願いいたします。

【太田構成員】 2 ページ目に、青少年は18歳未満と書いてあるのですが、それはもう議論・合意されているということとしてよいのかということが1 点目の質問です。

今回、青少年保護と一口に言っていますが、青少年が18歳未満だとすると、18歳未満の保護ということになります。現状のSPSIの中でも、特に低年齢の子供に関する利用者情報の取扱いについては、事前に法定代理人等から、という記載があるように、青少年の中でも、特に低年齢はこうだよ、などのグラデーションがあると思います。先ほどのダークパターンの話の中でも、大人に対してはダークパターンにならないけど、16歳ぐらいだったらダークパターンになりそう、6 歳だったら完全にダークパターンだよ、のようにグラデーションがあると思います。一口に青少年と一律にしてしまうと、不都合が生じるの

ではないかと思った次第です。

次に、年齢確認について、既にこどもの利用者情報についてはターゲティング広告に用いないことが望ましいとしていますが、現状のSPSIでも年齢確認をどうするのかについては何も書いていないので、事業者が、年齢確認をどのようにするかとなると、おそらく生年月日を入力させて、年齢の基準に合わせてアプリの機能の制限などを行うのだと思います。例えばLINEだと18歳以上の確認ができないと一部の機能を制限していますが、その年齢確認の情報の取扱いについて、プロファイリングには使わないということ、本当に年齢確認やその年齢に合わせた青少年保護の観点からの措置を講じるために使うということなど、利用目的を制限するようなことも行わなければならないという趣旨のことを書いてもよいのではないかと思います。

【山本主査】 ありがとうございます。ここで事務局から、寺田さん、太田さんの御質問に対して、何かあればお願いいたします。

【吉田情報流通適正化推進室企画官】 ありがとうございます。

寺田構成員から2項目いただいているというふうに考えてございます。

1項目めは、3ページの位置づけの議論のところかなと思います。方向性としては違和感はないんだけど、どういうふうに記載するかというところでございます。これに関しましては、青少年に限定されたものとか青少年に関係するものを、いろいろありますので、これに関して、少しいただいた指摘等を踏まえながら考えてみたいとは思いますが、リスクを分類してそれをどういうふうに、誰がやるのかというふうな書きぶりで考えたらいんじゃないかという御指摘もいただいたところですけども、これは3ページの図自体を、2ページの考え方の方向性を少し分かりやすくするための、ある意味参考の図ということでございますので、これをどういうふうな、どの書き方というのは少し、これを詰めていくのか、それともこの書き方の理解のために使うのかというのは少しありますので、いただいた御指摘も踏まえながら考えていきたいと考えております。

2番の2つ目、6ページのペアコン機能に関しましては、書きぶり、どういう事業者がやるかの書きぶりと明確に書いたらいいんじゃないかという御指摘があったところでございますが、これに関しては、実は5ページのところで、レーティングと、この後に、機能に関しては誰がどうするか、レーティング等に関しまして自由に選べると書いたらどうかというところがあったんですけども、レーティングに関して、アプリストアが選べるというふうに5ページで書いているところでございます。アプリストア運営事業者は、運営す

るアプリストアに、関して審査が望ましい、その場合は、年齢制限設定（レーティング）に関する基準を設定し、適切な年齢制が行われることが望ましい。その下の※のところで、例えば、IARC等の国際レーティング基準や各国で広く一般に使用されている基準を採用するのが考えられるとして、アプリストアにおいてこういうものが設定できるというものを記載しているというところでございまして、これをもって、今御指摘いただいたところというのはカバーされているのではないかなというふうに考えてございますが、まだこのところでOSのほうに書くべきじゃないかというところを、もしも、まだこれが不十分じゃないかというのがあれば、もう一度御指摘いただければと思います。

太田構成員からの青少年に関して、細かく記載してもいいのではないかとこのところでございますが、この辺りに関しましては、どういうふうにとどこまで書くのか、青少年の中をどのぐらい細かく書くのかというのに関して、御意見もいただきながらちょっと検討をしてみたいと思いますが、何歳、何歳と細かく詳しく書くのか、ある意味それは今後の先進的な事項等でカバーするのか、この辺りはある程度、明確な規定、シンプルな規定とするのと、どこまで詳細にするのかのバランスを考えながら少し検討してみたいと思います。

【小玉利用環境課課長補佐】 太田先生から、年齢情報の利用目的の特定や制限することも望ましいのではないかといた御指摘があり、おっしゃるとおりと考えておりますが、現状、アプリ事業者あるいはアプリストア事業者、OS事業者が、どの程度年齢の情報を把握しているのか、我々も全貌を把握していないので、今回も青少年に係る記載では確定的な書き方はしていないところでございます。

そのため、今後、アプリ事業者やOS事業者が年齢をきちんと確認するようになることもあると思いますが、そういった段階になれば当然利用目的の制限などについてもきちんと書いていく必要性が生じてくると考えております。もし何か事情が変化するようであれば、積極的に検討していきたいと思っております。

【山本主査】 ありがとうございます。寺田さん、いかがでしょう。特に図についての御説明もあったと思いますが、さらにコメントがあればいただければと思います。太田さんからコメントがあった年齢確認に使った情報の管理に関する回答に追加で何かありますでしょうか。

【寺田構成員】 これから検討を進めるということですので、その中でいろいろ考えることができればいいかなと思います。

OS事業者に関して、ストアが自由に年齢制限やレーティングができることは書かれてい

るのですが、OS事業者がそれに対応するようなペアレンタルコントロールの機能を提供しないと意味がないので、6ページの4ポツ目でもそのように読めるか微妙な書き方になっているので、もう少しはっきりと分かるように書いていただければよいのではないかと思います。

【山本主査】 御趣旨はよく分かりましたので、事務局でも、御検討いただければと思います。それでは、太田さん、いかがでしょう。

【太田構成員】 ありがとうございます。

今は様子見という御回答であったと受け取ったのですが、私の意見としては様子を見るまでもなく、年齢確認に使うために生年月日などを聞くのであれば、年齢確認と青少年の保護に対する対応を行うためだけに用いるべきであるということは、今のうちに書いておいても何ら悪いことではないと思っております。

あとは、LINEなどでは既に18歳以上の確認をしてから使える機能があり、既に年齢確認は既に実施をしているというのもありますし、My Nintendoやディズニーのアプリも年齢確認があるなど、特にこども向けのものについては既に年齢確認が実施されていますので、そういったこども向け、こどもも使うようなアプリケーションで年齢確認をしているようなものについても、こども向けのターゲティングのためのメニューとして年齢確認の情報を使っているところもあるのではないかと思います。今の段階からきちんと、そういう本来の利用目的以外に使ってはいけないということを書いておく必要があるのではないかと思います。

【山本主査】 分かりました。非常に重要な御意見だと思いますので、今後具体的に詰めていくときに、また改めて検討できればと思います。事務局のほうも、少しメモを取っていただければと思います。

【山本主査】 それでは、続きまして、米田さん、お願いいたします。

【米田オブザーバー】 以前のものからポイントが増え、内容も改善されていて、全体として分かりやすくなったと思います。

せっかくここまで整理されたので、まだ少し不透明な部分や、どうしても掘り下げる必要がある点については、下部の参考資料の箇所などに、特にレーティングや技術的な課題、保護者の支援に関する具体的な事例やフローチャートなどを加えることをご検討いただければと思います。そうすることで、用語の補足も自然に行えるのではないのでしょうか。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、続きまして、上沼さん、お願いいた

します。

【上沼構成員】　まず、3ページの図について、寺田さんから御指摘がありました、個人的には、青少年に関する問題についてリスク分類からアプローチするのは必要なことだと思っています。どういう形で外に出すかは別として、これをベースに御議論いただくことは見落としを無くすという意味でよいと思います。

このリスク分類のうち、日本の制度で対応していないところについて、このSPSIで対応できるとよいなという思いはありましたが、それは広過ぎるという指摘もあり、全てを対応できないのはやむを得ないと思っています。とはいえ、このリスク分類で対応できていない部分が明確になることは重要だと思っているので、SPSIで対応できるのはここまでだと示していただくことはよいことだと思います。

図で示されているリスクが成年も同じだという意見については、そのとおりではありますが、自己責任という考え方がそぐわない青少年に関しては特に配慮が必要だということになりますので、この図自体は問題がないのではないかと思います。

その上で、御質問になりますが、コンテンツリスクとして、「青少年のプライバシーを含む情報などのコンテンツ」との記載があるのですが、これがどのようなものなのかがちょっと理解できていないのうかがえればと思います。従来の理解では、コンテンツリスクは受信する際に生じるリスクなのですが、青少年のプライバシーを含む情報となると、おそらく発信側のリスクなのではないかと思います。発信側のリスクの話をするのであれば、コンテンツではないのではないかと思います。それに関連して4ページの青少年のプライバシーを含む情報に係る案文の1ポツ目で、青少年の保護の観点から不適切と考えられるコンテンツに対して報告する機能とありますが、不適切コンテンツであれば報告する機能になりますが、プライバシーを含む情報であれば報告機能だとあまり効果的ではなく、注意喚起機能の方が有効なのだと思います。つまり、青少年がプライバシーを含む情報を発信しようとしたときに、例えば、大丈夫ですかと注意喚起をするようなことだと思いますので。細かい文面はこれから検討することになると思いますがこの点も考えていただければと思います。

アプリストア運営事業者のレーティングについては、スマホ新法でも入ってくると思いますので、平仄を見ていく必要があると思います。

あと、前回資料として出ているものになりますが、App StoreのレーティングとGoogle Playのレーティング基準を示していただいている資料について、示していただいているGo

ogle Playのレーティング基準は北米基準です。IARCの取組に、日本が入っていないため、日本においても北米基準が適用されているというのは何か記載があるとよいのではないかと思います。

以上、3点ほどですか。

【山本主査】 ありがとうございます。貴重な御意見をいただいたと思います。木村さんまでコメントいただいて、事務局から御回答いただきたいと思います。木村さん、お願いいたします。

【木村構成員】 前回、親任せになっているという発言をさせていただきましたが、その点については、今の親世代は、こういった対策をする以前に携帯電話を使い出した人が多く、いわゆるリスク世代と言われている方々で、自分が大丈夫だから子どもも大丈夫だと考えていることを一番恐れています。今回、文言の修正をしていただきありがとうございます。

事業者のほうでハード的な対応やリテラシー的な教育などできることを行ってもらい、さらに親も行うというように両輪でやらなければいけないと思っています。今回の案文にもありましたけれども、保護者が取り組みやすい仕組みは非常に重要だと思います。ただ、案文が複雑で、事業者の方がしっかり内容を確認できるのか危惧しているところです、曖昧だなと感じるところが何か所がありました。

また、先ほど呂さんからの質問で、青少年保護については全て望ましいという回答がありましたけれども、望ましいというのは2種類あって、法的に義務ではないけれども守るべきものと、本当に望ましいものとの2つあり、青少年インターネット環境整備法という法律との関係もあるので、やはり法的なものもあると思います。私が読んだ限りでは、何か分かりにくいと感じました。

【山本主査】 ありがとうございます。木村さんの最後のところは、今後、望ましい事項か基本的事項かの議論を進めていくということだと認識しています。それ以外のところで、事務局からいかがでしょうか。

【吉田情報流通適正化推進室企画官】 米田先生から脚注等で補足して、情報としてしっかり書いていくべきじゃないかということに関しては、まさに御指摘のとおりかと思っていますので、ある意味脚注とか、この辺りで情報を補足していきたいと思っています。

上沼構成員からの、まず図の「青少年のプライバシー等を含む情報などのコンテンツ」について、確かに御指摘のとおり、プライバシー等を含む情報は、流出という点で問題に

なるものだと思いますので、記載として適切かどうか、御指摘を踏まえて、修正していきたいと思います。

そして、上沼先生から2つ目の、4ページのアプリ提供者、4ページの1ポツ目のアプリの関するところでございますけども、報告機能だけでなくて注意喚起機能とか、こういうのもあるんじゃないかというのは、まさに、特にプライバシーに関する情報を流す前に注意する機能とか、または体制とか、このようなものも確かにあるかと思います。これが、実際ここの中に書き加えるか、それとも先進事例として書くのか等も含めて、御指摘いただいた点、まさに思いますので、その辺りは反映させていきたいと思います。

アプリのレーティングのところ、この辺りの記載については公取のガイドライン等の平仄等も踏まえながらやっていきたいというふうに思います。

4点目は、参考資料のグーグルのレーティングに関しては北米基準であることというのは、すみません、御指摘のとおりですので、次回から使う場合は、ここに北米基準であるというのは追記して補足をしていきたいと思います。

木村構成員からの1つ目は、表現が曖昧なのではないかというところでございますけれども、これはSPSIの中でどういうふうを書くかということと、あとはできる限りこれに関して明確になるように、文面の正確さ、対象をどう考えるかというのと、簡潔にあるというのを、できる限り分かりやすいように明確に書いていきたいと思ひますし、青少年及び親世代等の情報提供に関しましては、今後になると思ひますけども、どういうふうにこれを分かりやすく伝えていくのかというところは、この規定の文章と、これを分かりやすいハンドブックとか解説とかウェブサイトとか、こういうお伝え方というところもあると思ひますので、規定としてのSPSIの書き方と、それを見てもらう保護者とか利用者の視点からどういうデリバーの仕方があるかというのは、御指摘を踏まえて考えていきたいと思ひます。

望ましい事項に関しましては、今後どういうふうに分類していくかというのは、青少年を含め検討していきますので、参考にしていきたいというふうに思ひます。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、生貝さん、お願いいたします。

【生貝構成員】 総論的に、上沼先生の先ほどのコメントに共感するところが多く、OECDのリスク分類に基づいて整理することが非常に有益だと思います。また、今回は青少年のプライバシー・利用者情報の保護に関わる仕組みに焦点を当てるといふのは、SPSIを少

しずつ改定していくということで、1つの考え方であると思います。

どういったものが含まれるか悩んでいるところですが、3点あり、まず1点目として、全体的に広告という言葉に触れてもよいのかなと感じたところです。先ほども少し言及があったかと思いますが、今のSPSIの中にも記載されている青少年向けにターゲティング広告を行わないといったことは、OECDのガイドライン、青少年リスクの報告書で言うところの消費者関連リスクの中に明示的に触れられていると思います。仕組みという観点からは、例えば、そういった広告を表示しないような選択肢を与える、といったような形で書き入れる可能性もあると思います。また、考え方の中で触れていただくような形だと思いますが、今、問題になっている青少年にとって適切でない広告が表示されることに関して年齢認証して親の管理をしっかりとできるようにしていくことは、そういうリスクを減らす目的があるということにも触れるとよいのではないかと感じたところです。

広告の考え方として、青少年に必ずしも有益でない、あるいは有害であるアルゴリズムをどのように調整していくのかといったところとの関わりも考慮をしてもよいのではないかと思います。

2点目は、先ほど上沼先生もおっしゃっていた注意喚起の考え方は重要だと思います。加えて、もう一步踏み込むとすると、いわゆる青少年が自らアップロードした情報の事後的な消去可能性について、御案内のとおり、GDPRの中でも忘れられる権利は、特にこどもに関しては強い権利として位置づけられており、米国でも典型的にはカリフォルニア州のいわゆる消しゴム法のように、事後的に消すことができるといったことが、こどもに対しては特別に与えられているということが国際的な趨勢としてあると思います。まさにこどものプライバシー、利用者情報の保護として、事後的な対応といった仕組みや機能の在り方も検討に値すると思います。

最後に、全体的に関わることとして、一部の、特にこどもの利用者が多い先進的な事業者、リスクが高い事業者と別の言葉で表現してもよいかもしれませんが、そうした事業者は、自らアプリケーションあるいはアプリストアの場も含めてかもしれませんが、リスクをしっかりと評価して、こどもがどのぐらいアクセスしやすいアプリケーションやサービスなのか、どういった問題が起こり得るのかといったリスクを評価して、必要な軽減を行うという規範も、このSPSIの中で触れる余地があるのではないかと感じたところです。御案内のとおり、ヨーロッパはもちろんとして、英国ではOnline Safety Act、米国の州法、連邦法の法案なども含めて、リスクベース・アプローチ、自らのサービスがもたらし得るこ

もへのリスクを自ら評価して適切なデザインをしていこうというパラダイムに、だんだんシフトしつつあるというのは御案内の部分もあるかと思います。

そういった観点から、特に今回で言いますと、年齢の確認や親の確認といったような仕組みの在り方といったようなものが、自らのサービスに応じたリスクの軽減として果たして十分なものであるのかをしっかりと考えていただく、そういった、ある種のフォワードルッキングな形での規範の書き方も考慮いただいてもよいのかなと思いました。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは、最後になるかと思いますが、森さん、お願いいたします。

【森構成員】 既に先生方のお話に出ていたことではありますので、簡潔に申し上げます。3ページのOECDのリスクについて、コンテンツリスクに記載されている「青少年のプライバシーを含む情報などのコンテンツ」については、むしろそういうものを発信しないようにというお話が上沼先生からありましたが、そのとおりだと思います。私の理解では、もともとコンテンツリスクは、こどもが受動的に受け取る、又はさらされるコンテンツにまつわるリスクなので、こどもが発信するリスクの話ではないと思います。そのため、その分類論としては、コンタクトリスクやコンダクトリスク、まさにコンダクト、自分で勝手に発信してしまう、大人に言われて渡してしまうということですので、そこに分類していただくのがよいと思います。

コンテンツリスクがなくなるのかについては、米印に記載されているようにコンテンツの内容に関する規制についてSPSIでは言及しないのはそのとおりでよいと思いますが、その代わりに生貝先生のおっしゃったターゲティング広告の話が入ってくると思います。アダルト広告の問題は、年齢情報を悪用して若い年齢設定してコンテンツを出しているもので、ターゲティング広告の悪用だと思いますので、それをコンテンツリスクに入れていただくような分類をしていただいたらよいのではないかと思います。さらに、今後の課題として、SPSIの守備範囲として利用者情報とプライバシーだけで果たしてよいのか考えていく必要があると思います。

【山本主査】 ありがとうございます。生貝さん、森さんからも大変貴重な御指摘をいただいたと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

【吉田情報流通適正化推進室企画官】 ありがとうございます。

生貝構成員からのところで、1つ目のところです。報告に関しては少し言及してもいいんじゃないかというところで、法律では、これを踏まえて考えたいと思います。

あと、考え方のところで、アルゴリズムの調整云々というところがありましたけども、アルゴリズムの調整とかこの辺りの検討に関しては、考え方の中で少し書くか、または今この表であれば、あるいはアルゴリズムに関係するものは様々な場所に影響をしてくると思いますので、この赤い点線というよりは上のところに書いてございますけれども、中毒性含め、別途の検討するところでこれを検討してはどうかと考えているところでございます。

2つ目の、注意喚起とかこの辺りですが、情報の事後的な消去可能性について検討してはどうかというところでございますけども、これも、注意喚起のところはあるかと思います。消去可能性等については、ここの中で書くのか、またはさらにベンチマーク的事項なのでここに書くべきなのかというのを、少し状況も踏まえながら考えていきたいと思えます。

リスク評価軽減のものに関しましては、ある意味リスクを評価し軽減する取組云々というのは、どこで書くのかというのはあるんですけども、ある意味SPSIの利用者情報、プライバシーの保護というところに関係するものだけじゃない、割と大きなツールというかやり方の話かというふうに理解をしておりますので、この赤い点線の中というよりは、そもそも青少年に限定したものだけを、そこでリスク評価軽減の話をするのか、それともリスク評価軽減については、また別途、様々検討しているところで深めたものを踏まえて、この白いところにあるSPSI以外で検討する場において検討していくのかというのは考えたと思いますが、このSPSIの中でも、リスク評価軽減というのは非常に大きないろんな分野に係る大きなテーマではあるので、赤の点線の中の議論の中では、議論というか、ほかの場所で議論するのが適切じゃないかなというふうに思っております。

森構成員からのところで、プライバシーを含めた情報のコンテンツに関しては、ここに書くのは適切でないんじゃないかというのは、まさにそのとおりで、ちょっとここは、先ほどの上沼構成員からの御指摘のあったもの、これはちょっと修正しようと思えます。

ターゲティング広告云々のところを書いてはどうかというところですが、ターゲティング広告に関する規定自体は、現行1-2の1-2の中で記載されているところでございますので、この辺り等と関連も踏まえながら、どのように書くかどうか、是非も含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。本当にSPSIの射程との関係で、なるべく広く捉

えるということもあるのだろうと思いますが、やはり限界があり、この中で議論できないことも出てくるのだろうと思います。ただ、それらも非常に重要なことだと思いますので、いろんな検討会があるところ、結局どこも検討しない、結局タイムラグがありなかなか検討されないということがないように、事務局におかれましては、今日いただいた論点をしっかりメモしていただいて、漏れがないように、ここでやらないとしてもどこかで必ず議論するような形で御検討いただければと思います。

あと1点、私のほうから、森さんからあったコンテンツリスクについて、有害な、性的な広告が送られてくるといった話がありましたが、SPSIの射程との関係ではぎりぎりの論点だと思います。関連して、囚われの聴衆という議論で、つまり聞きたくないものを聞かないというある意味プライバシーの文脈で、日本では議論されてきたということを思い出しました。そういう意味では、有害なものあるいは自分が望まないものを聞かされないということについて、もしかすると、プライバシーという観点から、静穏な環境などの保持というところから、SPSIで議論する余地もあるかなと思いましたけれども、他方でぎりぎりの部分だと思いますので、どうするのかと感じました。

【山本主査】 ありがとうございます。今日のところはここまでにしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項をお願いいたします。

【小玉利用環境課課長補佐】 事務局でございます。ありがとうございました。

次回会合は、4月24日の木曜日を予定しております。詳細につきましては、また事務局から御連絡をさせていただきます。また、5月以降も議論をさせていただく予定であり、構成員、オブザーバーの皆様の御予定を仮押さえ等の御連絡、事務的に差し上げますことを御了承いただければと思います。

本日の議事録につきましては、事務局で作成の上、皆様に御確認いただいた後公表することを予定しております。

事務局からは以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。

それでは、以上で利用者情報に関するワーキンググループ第22回会合を終了とさせていただきます。本日もお忙しい中御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。